

平成15年4月21日 制定

事業協同組合に係る指名競争入札参加資格の格付方法及び指名基準  
に関する特例要領

(目的)

第1条 この要領は、周南市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合における事業協同組合の格付の方法及び指名基準に関する特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、通商産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合（以下「組合」という。）が次に掲げる各号に該当する者の内から当該組合の希望工事種別ごとに指定した者をいう。この場合において審査対象者の数は、5を超えてはならないものとする。

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項により準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。

(格付の方法)

第3条 組合の指名競争入札参加資格の格付の方法は、次に定めるところ

により、各審査事項を審査して行うものとする。

(1) 客観的審査事項

建設工事の種類別年間平均完成工事高

当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。ただし、各審査対象者の年間平均完成工事高に当該組合の下請として施工したものが含まれているときは、それを控除したものとする。

経営規模

自己資本額及び職員の数、当該組合及び各審査対象者の自己資本額及び職員の数それぞれの和とする。

経営比率

流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率は、当該組合及び各審査対象者の流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率のそれぞれの平均値とする。

経営状況

建設業法第27条の23第3項の規定により、経営事項審査の項目及び基準を定める件（昭和63年建設省告示第1316号）第1-2に掲げる経営状況に関する項目については、当該組合及び各審査対象者のそれぞれの平均値とする。

営業年数

当該組合及び各審査対象者の営業年数の平均値とする。

(2) 主観的審査事項

建設工事の種類別工事完成成績

当該組合及び各審査対象者の内、工事完成成績を付与されている者の平均値とする。

工事種類別技術職員の数

当該組合及び各審査対象者の技術職員の数の和とする。

労働災害の発生状況

当該組合についての労働災害の発生状況とする。

労働福祉の状況

当該組合及び各審査対象者の労働福祉の状況によるものとする。

( 特例の適用 )

第 4 条 前条の規定は、同規定による特例を希望する旨の申出をした組合について適用するものとする。

2 前項の申出は、官公需適格組合入札参加資格審査申請書に次に各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

官公需適格組合の証明を受けていることを証明する書面及び官公需適格組合証明申請に係る書類の写し

審査対象者の住所、商号又は名称及び代表者氏名

役員名簿

組合員名簿

組合及び審査対象者が建設業法第 3 条の規定による許可（登録）を受けていることを証明する書面

審査基準日直前 2 年において審査対象者が組合の下請として施工した建設工事の種類別年間平均完成工事高を記載した書面

その他市長が特に必要があると認める書類

( 変更の届出等 )

第 5 条 第 3 条の規定の適用を受けて入札参加資格があると認定された組合は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

審査対象者が第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

前条第2項の第1号から4号までに掲げる事項に変更があったとき。

- 2 市長は、組合から前項の第1号に該当することとなった旨の届出があった場合において必要があると認めるときは、入札参加資格の認定を変更するものとする。

(指名基準)

- 第6条 組合の指名にあたっては、同一工事に組合と当該組合の組合員を同時に指名出来ないものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月21日から施行する。